

マイナンバーカードの受取・マイナポイントの申込みはお早めに！

問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866

■マイナポイントの申込期限は、9月30日(土)までです。

※一部の決済サービスでは、9月30日(土)より前に申込期限等が設定されている場合があります。

■ポイントの申込みには、令和5年2月28日（オンライン申請は3月1日）までに申請したマイナンバーカードが必要です。お早めにカードをお受け取りください。

■ポイントの申込期限（9月30日(土)）間際には、カードの申請期限のときと同様に窓口が大変混雑（待ち時間：最大2時間以上）することが予想されます。カードの受け取りも含め、早めの手続きをお願いします。

～マイナポイントについて～

■申込方法

マイナポイントを受け取るためには、申込みが必要です。

手続きはスマートフォンやパソコンで簡単に行うことができます。



←マイナポイントの
申込方法

■役場でのマイナポイントの申込支援（9月29日(金)まで）

支援を希望される方は、次の必要なものをご用意いただき、原則ご本人又は法定代理人がご来庁ください。

【マイナポイントの申込みに必要なもの】

- ①マイナンバーカード ②マイナンバーカード交付時に設定した数字4桁の暗証番号
- ③希望するキャッシュレス決済サービスの決済サービスID・セキュリティコード
- ④本人名義の預貯金口座 通帳・キャッシュカード（公金受取口座の登録を希望する方のみ）

期 日	実施時間	場 所
平日（月～金曜日）	8:30～17:00	役場第二庁舎打合せ室1
第2・4日曜日 ≪要予約≫	9:00～13:00	役場本庁舎ロビー横

※ポイントの申込期限間際には、大変混雑することが予想されますので、お早めの手続きをお願いします。

松伏町価格高騰対策運送業支援金 受付中

問合せ 環境経済課 商工担当 ☎991-1854

エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた運送業者に対し、事業用自動車等の所有台数に応じて最大20万円まで交付します。 ※予算額に到達次第終了となります。

▶対象者

- (1) 令和5年6月1日時点において、町内に本店又は営業所等を有する中小企業者等であること。
- (2) 申請日以後においても当該事業を継続していく意思があること。
- (3) 町税等（松伏町税条例（昭和30年松伏領村条例第11号）に規定する町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに松伏町国民健康保険税条例（昭和30年松伏領村条例第18号）に規定する国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。

▶対象車両 次の(1)～(3)のいずれにも該当する車両

- (1) 貨物自動車運送事業の用に供している車両（被けん引自動車を除く。）
- (2) 支給対象者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約若しくは自動車販売事業者との割賦契約等に基づき使用している車両
- (3) 貨物自動車運送事業の用に供している車両に係る使用の本拠の位置が、町内の住所又は所在地

▶支援内容 対象となる車両2台以下までは5万円、以降1台ごとに2万円を加算し、最大20万円まで。

※支援金額算定早見表

車両台数	支援金	車両台数	支援金	車両台数	支援金
2台以下	5万円	5台	11万円	8台	17万円
3台	7万円	6台	13万円	9台	19万円
4台	9万円	7台	15万円	10台以降	20万円

▶申請 9月15日(金)までに（郵送の場合、当日必着）、環境経済課窓口又は郵送で申請してください。

※必要書類など詳しくは、町ホームページをご覧ください。